

○異常水量認定に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領（以下「要領」という。）は水道事業給水条例（昭和41年条例第10号。以下「条例」という。）第26条及び水道事業給水条例施行規則（平成10年規則第7号。以下「規則」という。）第18条第1項第1号の施行について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(異常水量の認定)

第2条 条例及び規則に定める使用水量に関わらず、メーターに計量された水量の内、漏水、その他の理由により水道使用者等（以下「使用者」という。）が使用しなかったと認められる水量及び消火用、その他の災害等に使用したと認められる水量（以下「異常水量」という。）について、別表に定める認定基準により、軽減することができる。

(適用除外)

第3条 前条の規定に関わらず、次の各号の一に掲げる事由に起因して生じたと認められる水量は、異常水量として認めない。

- (1) 給水装置の可視部分の漏水と認められる場合
- (2) 使用者が給水装置の不可視部分の故障による漏水を町長から指摘されながら放置していた場合
- (3) 町長から老朽化した給水装置の改造を指摘されながら、理由なく給水装置の改造を行わなかった場合
- (4) ボイラー、トイレ止水装置（ボールタップなど）などの給水装置以外の装置の故障等により漏水となった場合
- (5) 新得町指定給水装置・配水設備工事事業者以外の者が漏水修繕を実施した場合
- (6) 給水装置操作誤りにより異常水量となった場合
- (7) 前各号のほか、原因が明らかに使用者にある場合

2 別表に定める認定基準適用となる月は、その原因となった事由を調査した月の検針月からとする。ただし町長が認めたときは、この限りではない。

(その他)

第4条 この要領により難しい場合は、その都度町長が決定する。

(準用)

第5条 簡易水道事業条例（昭和58年条例第18号）第28条及び簡易水道事業条例施行規則（平成10年規則第9号）第9条第1項第1号の施行については、この要領の例による。

附 則

この訓令は、平成29年9月15日から施行する。

別表（第2条関係）

異常水量認定基準

| 項 目 | 適用範囲 | 軽減率 |
|-------------------------------|------------------------------------------------------|------|
| 給水装置の故障 （異常を発見し修繕 した場合） | （1） 不可視部分により漏水した場合 | 100% |
| | （2） 水抜栓の故障の場合 | 100% |
| | （3） 修理受付日から完了までの期間 | 100% |
| 出し放し | 水道水の汚染、地下凍結の防止等で町長 が承認した場合 | 100% |
| 非常用 | 消火、その他の災害等に使用したと認め られる場合 | 100% |
| メーター過進 | （1） メーターに異常があった場合 | 100% |
| | （2） 空気の流動によるものと認められ た場合 | 100% |
| | （3） メーター取付部位の故障の場合 | |
| 使用していない給水 装置からの漏水 | 使用中止の届出により使用していない給 水装置からの漏水が認められた場合 | 100% |
| その他 | 異常水量の原因が明らかに第三者の行為 によるもので使用者等がその事実を感知 できなかった場合 | 100% |

備考 この表は、平常時の使用水量を控除した後の水量に適用する。